

災 害 時 初 動 活 動 マ ニ ュ ア ル

2014・3

東海市
緑陽コミュニティ
南柴田・北犬山町内会
千鳥自主防災会

非常体制の基準・内容等

2014. 3 千鳥自主防災会

1、1号体制（警戒体制）震度4の地震

地震災害	風水害等	体制内容
①町内又は隣接市町村で 震度4の地震 が観測されたとき。 ③会長が、警戒が必要と認めたとき	②暴風・大雨警報、洪水警報等が発表されたとき。 ③会長が、警戒が必要と認めたとき。	関係各部長等以上で、 ①被害情報等の収集 ②行政区内状況の電話による情報収集 ③巡視及び警戒 ④県等への連絡を実施できる態勢とする。

2、2号体制（特別警戒体制）震度5弱・5強の地震

地震災害	風水害等	体制内容
①町内又は隣接市町村で 震度5弱・5強の地震 が観測されたとき。 ②地震被害が発生、又は発生が予想され、市町村長が必要と認めたとき。 ③会長が、特別警戒が必要と認めたとき。	④暴風・大雨警報、洪水警報等が発表され、災害の発生が予想される時、又は小規模の災害が発生したときで、会長が必要と認めたとき。	《警戒本部設置》 全部長以上及び所要人員で、 ①被害情報等の収集 ②警戒及び現地確認 ③住民への周知 ④県市及び関係機関への連絡 ⑤応急対策を実施し、状況により災害対策本部に移行できる態勢とする。

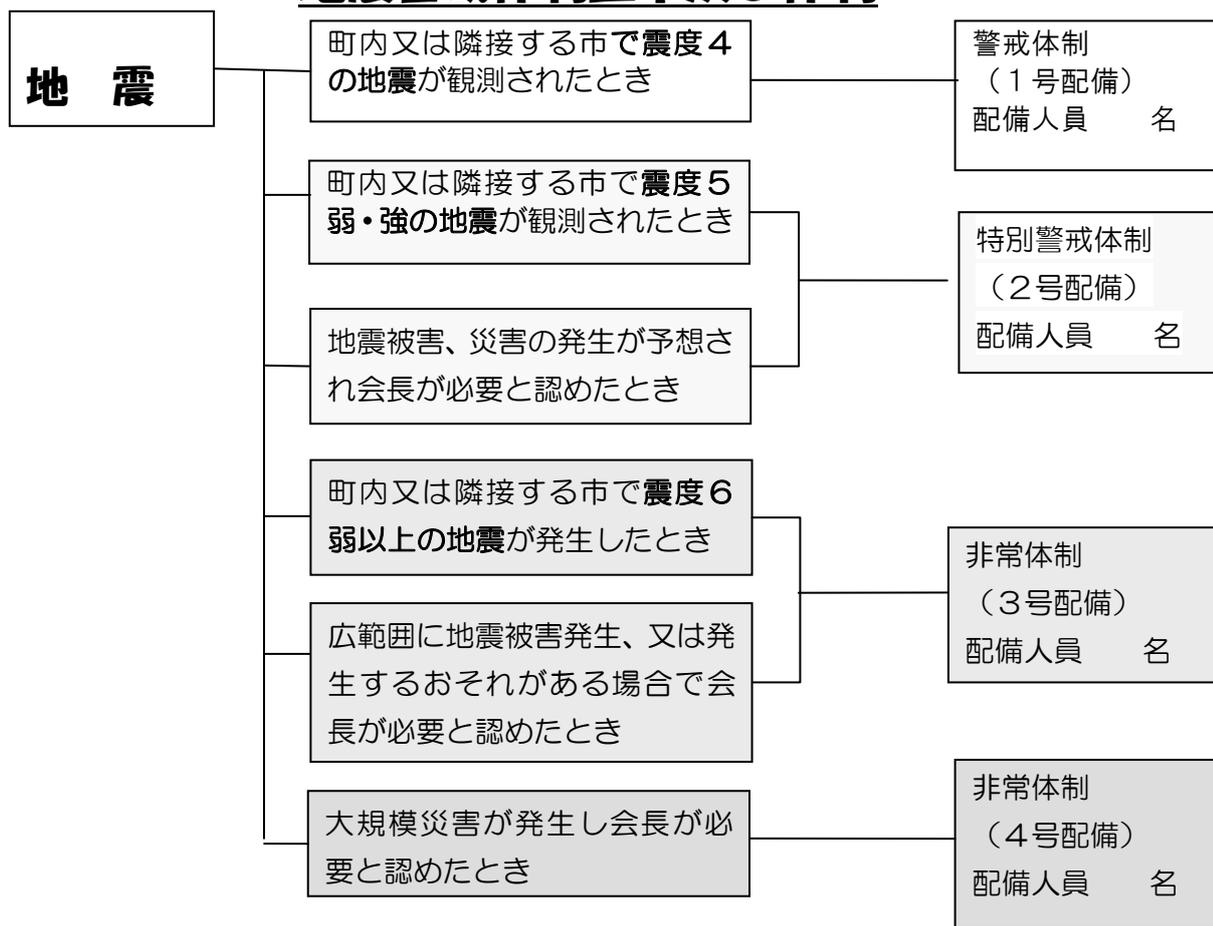
3、3号体制（非常体制）震度6弱以上の地震

地震災害	風水害等	体制内容
①町内又は隣接市町村で 震度6弱以上の地震 が観測されたとき。 ②広範囲にわたり地震被害が発生、又は発生が予想され、会長が必要と認めたとき。	③大規模災害の発生が予想される時、又は広範囲にわたり被害の発生が予想される時で、会長が必要と認めたとき。	《災害対策本部設置》 千鳥自主防災会を構成する人員で、 ①地域内状況の情報収集等 ②避難誘導 ③関係機関等への連絡 ④住民への広報 ⑤応急対策 ⑥応援要請 を実施できる態勢とする。

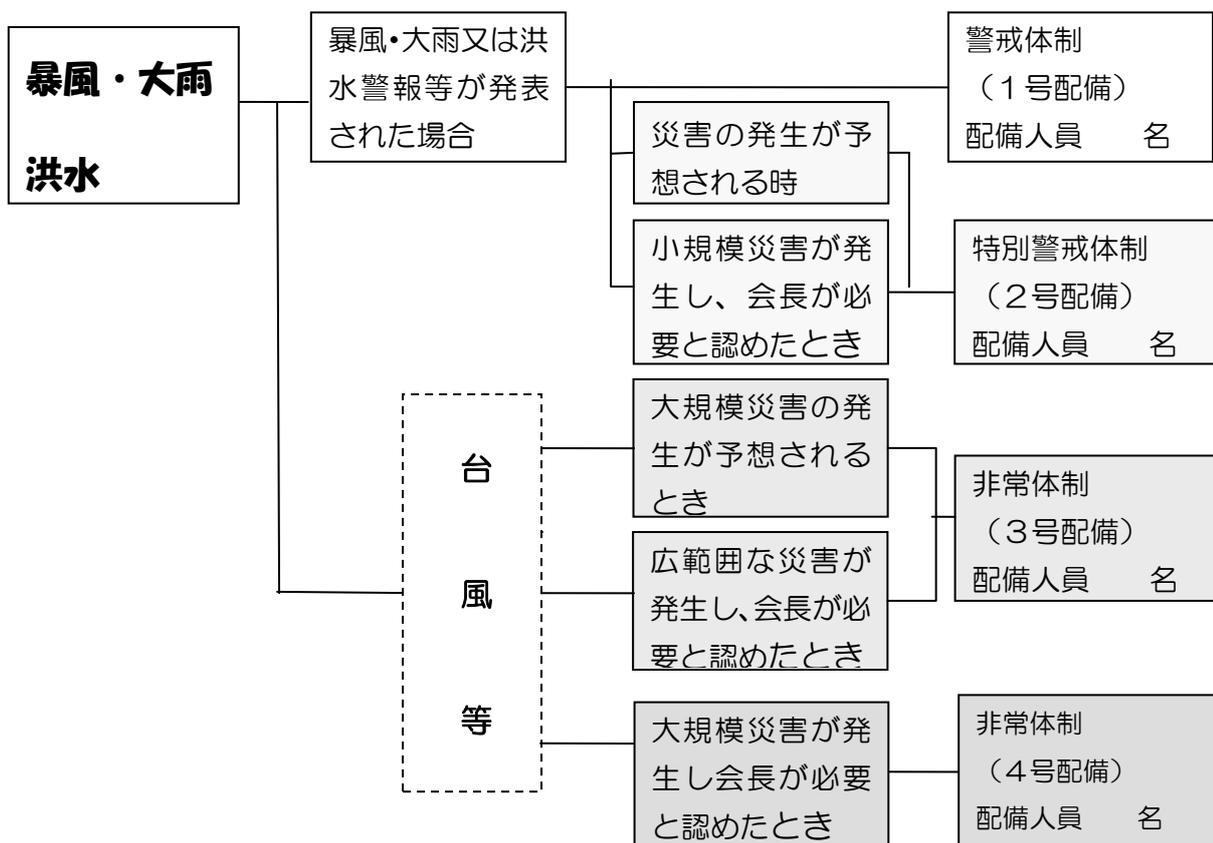
4、4号体制〔非常体制〕大規模災害が発生

地震災害	風水害等	体制内容
○大規模災害が発生し、又は広範囲にわたり被害が発生したときで、会長が必要と認めたとき。	○大規模災害が発生し、又は広範囲にわたり被害が発生したときで、会長が必要と認めたとき。	《災害対策本部設置》 千鳥自主防災会組織の全力を挙げて、全町民で応急対策を実施する。

地震警戒体制基準及び体制

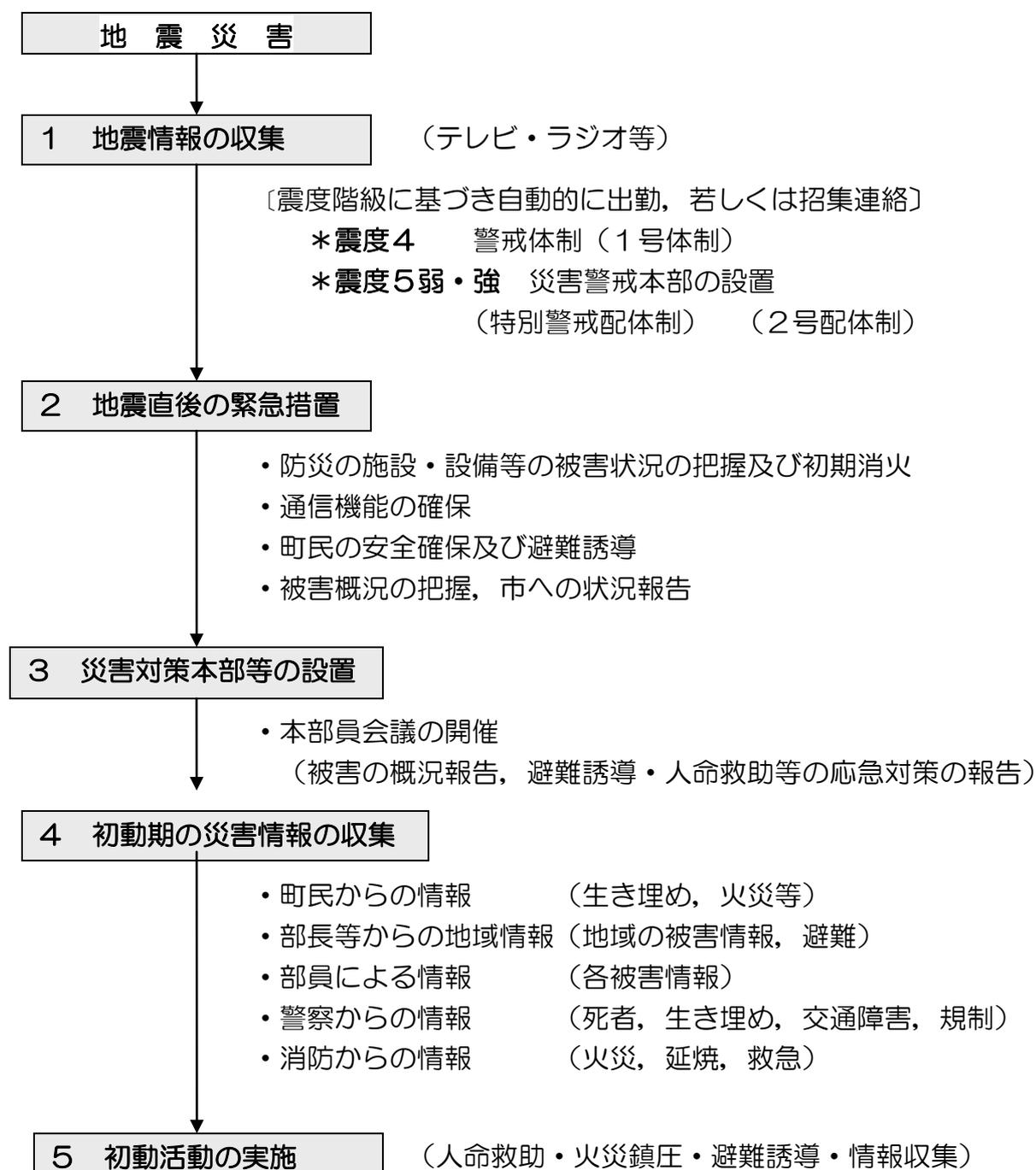


風水害等警戒体制基準及び体制



地震災害の初動活動

地震が発生した場合の初動活動の流れは次のとおり



風水害等災害の初動活動

災害が発生した場合の初動活動の流れは次のとおり

